

## 四谷区民ホール 照明フロント作業について

厚生労働省が2018年6月に関係する政令・省令等の一部改正したことにより、2019年2月1日以降、一定の作業においてはフルハーネス型の安全帯(墜落制止用器具)を労働者に使用させることや、当該労働者に対し特別教育を行うことが義務付けられました。

### 労働安全衛生規則 第36条第41項

高さが二メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務

### 労働安全衛生規則 第518条

事業者は、高さが二メートル以上の箇所(作業床の端、開口部等を除く。)で作業を行なう場合において墜落により労働者に危険を及ぼすおそれあるときは、足場を組み立てる等の方法により作業床を設けなければならない。

2 事業者は、前項の規定により作業床を設けることが困難なときは、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等、墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

詳しくは、厚生労働省のHPをご覧ください。 <https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000212834.html>

以上、安全な作業を実施するために、ご理解とご協力をお願いいたします。

新宿区立区民ホール 指定管理者  
株式会社 共立